

# 記載例3 転勤・転職の場合

※「特別徴収継続」とは、転勤等により勤務先が変わった場合、旧事業所で徴収されなかった税額を新事業所で引き継ぎ徴収して納入する方法です。

受付印

## 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

●退職等された場合は、その後の住所の確認をお願いします。宛名番号の欄には特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

3年9月8日 熊本市長宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1	氏名又は名称 〇〇株式会社	個人番号又は法人番号 9876543219876	指定番号 900-123-45	宛名番号 17	担当者 課 総務課 氏名 肥後 橋 電話 (096) 328-1111		
個人番号	フリガナ	氏名	異動後の住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 円	異動の年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	異動の事由が「退職」の場合
123456789123	7マモト タロウ	熊本 太郎 (旧姓)	東京都八王子市本郷1丁目1-1 (生年月日) 547年10月18日	156,000	8 (9月10日納期限分)	117,000	3・9・30	1. 退職 ② 転勤・転職 3. 退職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他	特別徴収継続 (給与差引継続)	1月1日から退職時までの給与支払額(賞与を含む) 円
一括徴収			◎退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。			6. その他を選択した理由		退職手当の支払額 (支払予定額) 円		
一括徴収	一括徴収税額(ウ) 円	納付年月日	1. 他の事業所で特別徴収 2. 給与不定期・少額 3. 事業専従者(個人事業主のみ対象) 4. その他、理由( )			勤続年数		年 月		
転勤・転職			新しい勤務先へは月割額 13,000 円 9 月分 から納入するよう連絡済です。			特別徴収義務者指定番号		900-543-21		
フリガナ	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			転勤先の担当者		課 人事課		
トウキョウトシシンジュウクハナバタ	東京都新宿区花畑1丁目1-1	123-4567	900-543-21			氏名		佐藤 一郎		
フリガナ	名称					電話		(0426) 26-3111		
△△株式会社										

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

特別徴収を継続する事業所に開始月、毎月の税額を連絡してください。

特別徴収を継続する新事業所で、すでに熊本市の特別徴収の指定番号があれば記入してください。

「1. 他の事業所で特別徴収」を選択された場合は、転勤・転職欄に新しい特別徴収先を記入してください。

◎連絡事項・要望等がございましたらご記入ください。